

金井圓著

## 『近世大名領の研究』

— 信州松本藩を中心として —

長谷川 成

本書は、昭和五十年に刊行した『藩制成立期の研究』(吉川弘文館)

にひきつづいて、著者金井圓氏が、雑誌『信濃』や『地方史研究』等に、昭和二十六年から同五十一年に至る期間に発表した旧稿を収録した、本格的な藩政史研究の著作である。副題が示す如く、信州松本藩を中心とした論文を主体としつつ、周辺諸藩に関する論文や、城・町・村など様々な視角から検討を加えた論稿を収める。

構成は、第一部通史「松本藩域における領主と治績」、第二部「城と町と村の研究」、第三部「藩政史の諸視角」の三部から成り、各部はまた個別の論文によって組み立てられている。

第一部では、天正十八年の石川氏入部から明治維新に至る、松本領を統治した各大名を、①入封・領地、②家系・歴代、③支配制度、④治績、⑤転封・遺跡、⑥明治維新などの各ジャンルに整然と区画して叙述してある。第二部は、信州松本城天守築造年代考をはじめとする、十一編の

各論をもって構成している。各論文が密接に関りあう体系的な連関を目指した章立てとはなっていないが、ユニークな視点からの個別研究が多く、後述する津軽藩の各問題を考える上においても、当第二部は我々に裨益するところが大きい。第三部は、越後村上藩、諏訪藩など、松本藩以外の藩政史や御家騒動の経過をまとめてあり、また「山村の産業構造」と題する地域類型論を掲載している。

周知の如く著者は、東京大学史料編纂所にあつて、『日本関係海外史料』の編纂を担当する海外交渉史の専門家である。また藩政史の分野においても、前述の著書をはじめ『藩政』(至文堂 昭和四十一年)の著作によつて、広く世に知られた藩政史研究の泰斗でもある。本書の序冒頭において、「藩史はすぐれて地方史である」と述べており、また条件つきながらも地方史は土地勤のある研究者によつて研究されることが大切で、自分が生まれ育った土地に即した研究を、歴史学のひとつの土台にしたい、と長年の抱負を披露している。右の前提からすれば、本書は著者の生まれ育った土地を研究のフィールドとした、松本藩の研究の集大成とも見做し得る業績であるので、著者は長年抱懐してきた抱負乃至念願を本書にあつて実現したといつても過言ではなからう。また逆に松本を中心とした信州の地は、その地を郷土とした著者から、掛替のない贈物を受けとったといえよう。

## 二

著者は本書跋文の最後に、「本書は、封建制を論じ幕藩制を議する場

であるよりは、むしろ、とりわけ個別具体的な史実の究明と叙述の場である」と、遠慮深くまた謙虚に本書の自己紹介を記述している。本書を一読すれば、各個別論文が封建制・幕藩制を議論し考察する上で、多くの有益な論点と批判に耐えうる内容を包含していることは明々白々であり、その点からすれば右の言説が謙遜であることを、多くの読者は看取するであろう。

幕藩制に対する著者の見解はこの際別に措くとして、翻って津軽藩研究の立場にあつては、我々は本書から如何なる示唆を汲みとることができらるであろうか。啓発されるところが多いのは言うまでもないが、筆者は第二部「城と町と村の研究」の各個別研究に特に注目したい。なかでも第八論文の「山家茶屋ノート」、第九の「文化初年の山辺温泉」、第十の「弘化三年の信州山辺温泉」、第十一の「交通史上から見た幕末期の美ヶ原温泉郷」は、信州の近世温泉地帯を中心とした論稿で、直接的には温泉の利用や管理のあり方を祖上に載せている。具体的な内容としては、藩主家入湯の状況、湯治者の来泊分布や滞在日数及び身分構成、湯治場の実態、街道と温泉宿との関り、温泉宿街の民間行事など、多岐にわたる視点から言及がなされている。我々は文化史的な意義も踏まえて、近世温泉の問題を看過すべきではないことを、本書から教えられる。

津軽藩の領内にあつては、多くの温泉が現在でも賑いをみせており、藩政時代には代表的なものとして浅虫・大鰐・碓ヶ関の領内三湯が知られている。藩主は参勤交代や領内巡見の際に、各湯に入湯しており、一方民間人の入湯者も多かったと思われる。貞享四年の「陸奥国津軽郡御検地水帳」（市立弘前図書館蔵）に、右三湯は登録されており、領主支

配のもとに温泉が確固として組み込まれていたことがわかる。本書には湯守を通じての温泉管理の言及はみられるものの、如何なる形で藩権力が掌握していたのかという問題視角がない。即ち民間にあつて憩の場でもあり、かつ医学の未発達な当時にあつては、唯一の療養地であつた筈の温泉が、領主権力に独占され、民衆はそのおこぼれにあずかるという図式は、いつ頃に成立するのかなど、温泉の管理をめぐる歴史的推移や民衆史の面からもこれらの観点は見過してはならないことであろう。<sup>3)</sup>

このほか津軽領内の温泉には菅江真澄や古川古松軒も来遊して記録を残しているので、文化史的な側面からも注目すべきであろう。また温泉の領内支配における機能も考えられるので、本書の分析や方法論は大いに参考にならう。

### 三

本書を世に送り出した背景には、勿論著者の類稀な才能が存在したことは衆目の一致するところであろう。筆者はそれだけではなく、旺盛な学問的好奇心に裏付けられた郷土愛に支えられた部分も、本書の刊行にあたっては大きなウェイトを占めたのではないかと推察する。熱烈な郷土愛に支えられた郷土史には、往々にして偏頗で狭隘な歴史叙述に偏する傾向を有するものを見受けるのであるが、本書がその弊に陥らず、学問的批判に充分耐えうるものになっているのは、一においても記したように、郷土を自己の学問の鍛錬の場として位置づけたところに由来すると考える。郷土に無原則に寄り掛ることをせず、その歴史を解明する努

力を傾注してきた著者の精進とその結晶である本書には、集大成された  
地方史研究の一つの有り方が示されており、所謂地方である青森県に在  
住する我々は、本書から多くのことを学ばなければならない。また著者  
の地方史に対する考え方には、色々と異なる意見が介在すると思われる  
が、その姿勢を貫いて上梓した本書を、筆者は、今後本県の史学研究を  
担う——特に本県を郷土とする——研究者には是非一読を進めるものであ  
る。

註

(1) 同書については、筆者が『史学雑誌』第八十五編十一号において、  
紹介と評を記しているので参照されたい。なお『日本歴史』四一  
〇号と『地方史研究』一七七号の書評で、書名『藩制・成立期の研  
究』を『藩政・成立……』と誤っており、これは著者に対して礼を  
失していると言わねばならない。

(2) 各検地帳によれば、温泉は全て除地に指定されておらず、課税対象  
となっている。例えば大鱈村の温泉は「一、出湯場 六間半 拾  
三步 二箇所」、浅虫村のそれは「一、出湯場 式拾五歩 三箇  
所」、碓ヶ関村は「一、出湯場 七間 十歩 村中」とある。  
温泉所在村の徴税方式や入湯方法などの解明には、本格的なもの  
が見当らず、我々は今後の課題として対処してゆくべきであろう。

(3) 中世の温泉に関しては、栗田勇『一遍上人——旅の思索者——』  
(新潮社 昭和五十二年) 九三三〜九三八頁において、「一遍上  
人絵巻」を使って、別府鉄輪温泉の入湯を興味深く叙述している。